

## 令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人トマトの会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年11月19日・20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法人運営について、定款変更の手続を行っていない等の不備及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款第1条に現在実施していない社会福祉事業が規定されていた（老人居宅介護等事業の経営、移動支援事業（市町村の実施する地域生活支援事業の受託経営）、相談支援事業、障害児相談支援事業）。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>おって、定款変更については、令和3年3月4日付けで認可済であることを申し添える。 （法第31条第1項、定款第1条及び第39条）</p>	<p>令和3年3月に定款変更手続済である。</p> <p>今後、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行う。</p>
2	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。 （法第45条の32）</p>	<p>計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する。</p>
3	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>おって、当該理事については、令和2年6月</p>	<p>出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討する。</p>

	<p>25日に改選手続が完了していることを申し添える。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	
4	<p>法人の一部の監事及び評議員に対するお歳暮の支出が見受けられた。</p> <p>については、社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、法人の評議員、理事、監事及び職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされているので、役員等への贈答は厳に慎むこと。</p> <p>(法第27条)</p>	<p>役員等への贈答を行わない。</p>
5	<p>契約書について、稟議書で決裁を受けないで押印していた。</p> <p>については、文書管理規程第2条、印鑑管理規程第8条の規定に基づき、事務処理は、口頭による処理を避け、原則として文書をもって行うものとする。また、契約書など決裁事項に係るものは、決裁が完了したものに捺印すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(文書管理規程第2条、印鑑管理規程第8条)</p>	<p>指摘を受けた契約書については、以前より取引のあった金融機関との給与振込に関する契約書の更新分の契約書であった。</p> <p>今後は更新分の契約についてもその都度稟議書で決裁を受け、決裁後に契約書に押印を行うように留意する。</p>
6	<p>現金の取扱いについて、社会就労センターげんき工房拠点区分の現金出納帳の帳簿残高と現金が一致していなかった。</p> <p>については、現金の取扱いについて、出納職員は毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、管理者又は会計責任者に報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第29条第1項及び第3項、第30条)</p>	<p>現金と現金出納帳の帳簿残高が一致していなかったものは、就労継続支援B型事業で行っているパン販売用のつり銭(8万円、紙幣・硬貨合計枚数約760枚)であった。</p> <p>現在も2人体制で毎日現金の残高を確認しているが、確認する現金の枚数が多くミスが防ぎにくい状況である事から、今後はつり銭を最小限の5万円分、(紙幣・硬貨合計枚数約500枚)まで削減し、ミスが起こりにくいようにするとともに、よりいっそう注意して現金を確認するように留意する。</p>
7	<p>社会就労センターげんき工房拠点区分から法人本部拠点区分への拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れは、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内にお</p>	<p>自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れは、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れるように留意す</p>

	いて、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。 (障発第 1018003 号第 2 の 3 (1))	る。
--	---	----